

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不適正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定した上で、操作履歴を保存する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮崎県知事

公表日

平成27年6月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
事務の概要	<p>宮崎県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を県内市町村と共同して構築している。</p> <p>住民基本台帳は、住基法に基づき作成され、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに、情報技術の発達に伴う行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村においては住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に宮崎県では、住基法の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知</p> <p>宮崎県知事から宮崎県の他の執行機関への本人確認情報の提供</p> <p>住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>機構への本人確認情報の照会</p>
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
宮崎県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(平成25年5月31日法律第28号が施行された時点での条文を表示しています。) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	宮崎県総務部市町村課
所属長	総務部参事兼市町村課長 平原 利明
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総務部市町村課行政担当(0985-26-7116)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎県総務部市町村課行政担当 (0985-26-7116)

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

